

上場会社役員ガバナンスフォーラム™ セミナー

協賛 TMI総合法律事務所・新日本有限責任監査法人・宝印刷株式会社

2015年4月10日(金)開催

第一部 14:30~16:00

～コードが企業に求める取組みとは?～

コーポレートガバナンス・コードの全容と企業の情報開示

【講師】 株式会社東京証券取引所
上場部 統括課長 林 謙太郎 様

【内容】 今年6月1日からの適用開始が予定されるコーポレートガバナンス・コードは、上場企業に対しガバナンスの充実に向けた様々な取組みの実施を促すとともに、その遵守状況などを株主等のステークホルダーに対して説明することを求めています。ただ、プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)をとる同コードは、企業の自主性に委ねる部分も多いがゆえに、「何をしたらいいのか」頭を悩ませている企業も少なくないようです。本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードを金融庁と共同して策定し、同コードの導入に伴う上場制度の見直しを進める株式会社東京証券取引所から、上場部 統括課長の林謙太郎様をお招きし、各コードの制定の趣旨や意図を紐解きながら、同コードが企業に求める取組みからそれをどのように開示していくのかまで、同コードの全容を解説していただきます。また、コードを実施しない場合に必要になる「実施しない理由」の説明についても言及していただきます。

第二部 16:10~17:40

～取締役会等で実施すべきことは?
「何を」「どのように」開示・公表するのか?～

コーポレートガバナンス・コードを巡る実務対応

【講師】 TMI総合法律事務所
パートナー 弁護士 宮下 央 様

【内容】 コーポレートガバナンス・コードは comply or explainの原則により、上場企業に対し、コードを実施するか、「実施しない理由」を説明することを求めています。何をすればコードを実施したことになるかは、個々の企業の判断に委ねられている部分も多くあります。特にコードで開示・公表が求められている項目については、「何を」「どのように」開示・公表すればよいのか、コードの適用を受ける上場企業の関心が非常に高まっています。そこで本セミナーでは、金融庁に出向経験があり、コーポレートガバナンス・コードに詳しいTMI総合法律事務所の宮下央弁護士に、コードに定められている方針や基準(例えば「原則1-4:いわゆる政策保有株式」に関する方針の開示や、「原則4-8:独立社外取締役の有効な活用」など)について、実務的な対応として、取締役会その他の機関において、どのようなことを具体的に実施することが考えられるのか、また、「何を」「どのように」開示・公表することが考えられるのかという点に踏み込んでお話ししていただきます。

セミナー内容および開催日程

会場および定員

会場・・・六本木ヒルズ森タワー22階 TMI総合法律事務所 セミナールーム
定員・・・50名 ※定員に到達次第締め切り

セミナー名	講師	開催日時	料金
～コードが企業に求める取組みとは?～ コーポレートガバナンス・コードの 全容と企業の情報開示	(株)東京証券取引所 上場部 統括課長 林 謙太郎 様 (はやしけんたろう)	2015年 4月10日(金) 14:30~16:00	当フォーラム会員… 無料 会員以外の方… 2万円(税込)
～取締役会等で実施すべきことは? 「何を」「どのように」開示・公表するのか?～ コーポレートガバナンス・コードを 巡る実務対応	TMI総合法律事務所 弁護士 宮下 央 様 (みやしたおう)	2015年 4月10日(金) 16:10~17:40	